消費生活 サポーター通信

令和７年度第８号

今月のテーマ

カーリースのトラブルに注意！

事例

・自動車販売店で新車(軽自動車)のリース(※注)契約を締結し、月額23,000円を支払うことになった

・新車は３か月後に納車予定だが、よく考えたところ最終的に11年間で総額約300万円を支払うこととなり、高額に感じられた。クーリング・オフできないだろうか

(※注)リース契約…ここでは、リース会社にリース料を支払って消費者が新車を一定期間賃借する契約のこと

アドバイス

○自動車の契約は売買契約であっても、リース契約であってもクーリング・オフができません。また、原則としてリース契約は中途解約をすることができません

（違約金を支払うことで中途解約できる場合がありますが、金額は高額になるものと考えられます）

○リース契約はローン契約と違い、契約期間終了後も車の所有権はリース会社にあるため、車に乗り続けるには残価分の一括支払いか、再リース契約が必要です

○リース契約を考える場合は、その仕組みやメリット・デメリットをよく理解し、十分納得した上で契約するようにしましょう

困ったときは、すぐに消費者ホットライン☎188へ相談しましょう！

◆ご相談は…

消費者ホットライン　局番なし　☎188（いやや）

（お近くの消費生活センターにつながります）

青森県消費生活センターマスコットキャラクター テルミちゃん

公式LINE登録してね

友達登録方法

・右のQRコードを読み込む

または

・LINEの「友だち追加」から「@638mbqrp」をID検索する

令和７年11月発行

青森県消費生活センター　☎017-722-3343（平日9時～17時30分　土・日・祝日10時～16時　※年末年始休）